

交通安全環境研究所研究課題評価マニュアル

第1章 総則

本マニュアルは、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）及び「独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所研究管理規程」（平成28年4月1日）に基づき、所外の有識者からなる研究評価委員会が行う交通安全環境研究所の研究課題に関する評価についてとりまとめたものである。

第2章 研究評価委員会による評価の方法

2-1 評価対象となる研究課題

国費である運営費交付金により交通安全環境研究所が実施する研究課題を評価の対象とする。具体的には、以下に掲げるものとする。

2-1-1 経常研究

交通安全環境研究所の所掌業務における基礎又は応用研究であり、「研究員の発意」を尊重して行われる研究である。

2-2 評価の種類及び実施時期

評価は、下表の左欄に掲げる事前評価、中間評価及び事後評価とし、それぞれ同表の右欄の時期に実施する。

事前評価	新規の経常研究の課題を選定する場合、その最終決定を行う前に実施する。
中間評価 (今年度該当無し)	5年以上の実施期間を予定している経常研究について、その3年目が終了した翌年度に実施する。
事後評価	終了した経常研究について、終了年度の翌年度に実施する。

2-3 評価用プロファイルの作成

評価の対象となる研究課題の実施者（以下「研究実施者」という。）は、研究評価委員会の開催に先立って研究開発の概要等を記した評価用プロファイルを作成する。同プロファイルの様式は、事前評価にあつては様式1、中間評価にあつては様式3、事後評価にあつては様式5を用いるものとする。

2-4 評価の実施

研究実施者は、研究評価委員会において委員に対し評価対象の研究課題毎に、その目的、内容等について簡潔に説明する。説明の後、各委員に研究課題毎に別添の「研究課題評価シートの記入方法」を参考に、評価表への記入をお願いする。評価表への記入は、原則として委員会開催中に終えるものとする。

評価表の様式は、事前評価にあつては様式2、中間評価にあつては様式4、事後評価にあつては様式6を用いるものとする。

2-5 評価結果の集計

各委員から提出された評価表は、研究課題毎に集計を行う。集計方法は、評価項目毎に評価結果を集計することにより行う。

第3章 評価結果の取扱い

3-1 評価結果の活用

評価結果は最大限尊重し、研究計画の修正、研究内容の変更等に活用する。特に、事前評価の結果は適切な方法により定量的に判断し、新規研究課題の採否等を決める場合の参考資料として使用できるものとする。

3-2 報告書

評価結果の集計後、評価項目毎の集計結果をベースにそれらの概要をとりまとめた報告書を作成する。報告書の作成にあたっては、研究評価委員会の委員長の了解をとるものとする。

3-3 評価結果の公表

評価結果については、その要約をインターネットにて公表する。公表の期間は評価結果とりまとめ後6ヶ月とする。公表にあたっては、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得、学会等への発表等へのインセンティブを失わせないように十分注意する。